

八戸工業大学学則（案）

制定 昭和47年4月1日

改正 令和 4年4月1日

目 次

第 1 章	目的及び自己点検・評価
第 2 章	学部構成及び教育研究上の目的
第 3 章	修業年限及び収容定員
第 4 章	学年、学期及び休業日
第 5 章	入学、再入学、転入学、編入学、復籍、転学部、転学科及び保証人
第 6 章	休学、転学、退学及び除籍
第 7 章	教育課程及び履修の方法
第 8 章	卒業及び学位授与
第 9 章	教育職員免許状
第10章	学費及び入学検定料
第11章	科目等履修生
第12章	特別聴講学生
第13章	研究生
第14章	外国人特別留学生
第15章	賞罰
第16章	職員組織及び教授会
第17章	基礎教育研究センター、図書館、工作技術センター及び研究所
第18章	大学院
第19章	公開講座
第20章	学則の改廃
附 則	
別 表	

八 戸 工 業 大 学 学 則

制 定	昭和47年 4 月 1 日
改 正	昭和50年 4 月 1 日
	昭和51年 4 月 1 日
	昭和53年 4 月 1 日
	昭和54年 4 月 1 日
	昭和55年 4 月 1 日
	昭和56年 4 月 1 日
	昭和57年 4 月 1 日
	昭和58年 4 月 1 日
	昭和59年 4 月 1 日
	昭和60年 4 月 1 日
	昭和61年 4 月 1 日
	昭和62年 4 月 1 日
	昭和63年 4 月 1 日
	平成元年 4 月 1 日
	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 3 年 4 月 1 日
	平成 3 年 9 月 1 日
	平成 4 年 4 月 1 日
	平成 5 年 4 月 1 日
	平成 6 年 4 月 1 日
	平成 7 年 4 月 1 日
	平成 8 年 4 月 1 日
	平成 9 年 4 月 1 日
	平成10年 4 月 1 日
	平成11年 4 月 1 日
	平成12年 4 月 1 日
	平成13年 4 月 1 日
	平成14年 4 月 1 日
	平成15年 4 月 1 日
	平成16年 4 月 1 日
	平成17年 4 月 1 日
	平成18年 4 月 1 日
	平成19年 4 月 1 日
	平成21年 4 月 1 日
	平成22年 4 月 1 日
	平成23年 4 月 1 日
	平成25年 4 月 1 日
	平成26年 4 月 1 日
	平成27年 4 月 1 日

平成30年 4 月 1 日

平成31年 4 月 1 日

令和元年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日

第1章 目的及び自己点検・評価

第1条 本学は、「良き技術は、良き人格から生まれる」を教育理念とし、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、あわせて人類の幸福を希求する科学技術の振興と文化の創造並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、教育研究等の目標を次のように定める。

- 一 学生の教育を最優先し、学生の満足度を高め、総合的な成長を確実に達成する大学となること
- 二 教育と研究の成果をもって、北東北を主とした地域社会の発展に寄与し、地域とともにある地域のための大学となること

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項で定める点検及び評価についての必要な事項は、別に定める。

第2章 学部構成及び教育研究上の目的

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

工学部

工学科

感性デザイン学部

感性デザイン学科

2 工学部及び感性デザイン学部の教育研究上の目的は、次の通りとする。

一 工学部

豊かな人間性と総合的な判断力をもった人材、社会の変化に対応できる柔軟な思考力をもった人材、工学の基礎原理を踏まえ高度な応用展開能力をもった人材、及び地域社会への関心とともにグローバルな視野をもった人材を育成するとともに、機械、電気・電子・通信、建築・土木、情報、生命・環境、原子力、ロボット及び海洋などの工学・科学に関する教育研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること

二 感性デザイン学部

豊かな人間性と総合的な判断力をもった人材、社会の変化に対応できる柔軟な思考力をもった人材、デザイン学の諸原理を踏まえ高度な応用展開力をもった人材、現代社会が抱える問題を発見し、その解決に貢献できる人材、及び地域社会への関心を有するとともに、多文化・異文化を理解し、豊かな生活と幸福な社会づくりに貢献できる人材を育成するとともに、デザイン学及びその関連分野に関する教育研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること

3 各学科における教育研究上の目的は、次の通りとする。

一 工学科

多様化した社会ニーズに対応するため、広い視野と教養、倫理観、総合的な判断力及びコミュニケーション能力を持ち、情報リテラシーも含めた科学と工学の基礎知識、さらに社会の変化に柔軟に対処できる問題解決・応用展開能力を備えた技術者を育成するとともに、機械、電気電子通信、システム情報、生命環境、建築・土木のいずれかの専門分野、及び原子力、ロボット、海洋などの発展分野の教育研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること

二 感性デザイン学科

社会構造の変化、価値観の多様化などの地政学的・文化的・史的背景を理解し、対象の価値を再構成したり転換したりできる力、複眼的な視点で価値

を具体的な形に表現する力、地域の多様なあるべき姿を構想する力を有し、社会の発展と文化の振興、地域社会における資源と資産の価値化と共有の実現に携わることができる人材を養成するとともに、デザイン学及びその関連分野に関わる教育研究活動の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること

第3章 修業年限及び収容定員

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

	入学定員	収容定員
一 工学部 工学科	250人	1000人
二 感性デザイン学部 感性デザイン学科	50人	200人

第4章 開学記念日、学年、学期及び休業日

第6条 開学記念日は、1月29日とする。

2 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

- 一 前期（4月 1日より 9月15日まで）
- 二 後期（9月16日より 翌年 3月31日まで）

第8条 学年中の休業日は、次の通りとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 春季休業
- 四 夏季休業
- 五 冬季休業

2 前項の第3号から第5号の休業日については、毎年度定める。

3 必要がある場合、第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

4 必要がある場合、第1項の休業日に授業等を行うことがある。

第5章 入学、再入学、転入学、編入学、復籍、転学部・転学科及び保証人

第9条 入学、転入学及び編入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 再入学の時期は、学期の初めとする。

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 相当の年令に達し、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある

と認めた者

第11条 入学を志願する者に対しては、入学試験の上、入学を許可する。

第12条 本学を退学した者又は第22条第五号の規定により除籍となった者が、再入学を志願するときは、選考の上、許可することがある。

2 第22条第二号、第三号及び第四号の規定により除籍された者の復籍については、認めない。

3 第22条第五号の規定により除籍された者の復籍については、別に定める。

第13条 次の各号の一に該当する者は、人員に余裕のある場合に限り、選考の上、転入学又は編入学を許可することがある。

一 他の大学に在学する者で、その学長又は学部長の許可を得て転入学を志願する者

二 大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者並びに文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願する者

第14条 転学部・転学科を志願する者があるときは、選考の上、許可することがある。

第15条 再入学、転入学、編入学又は転学部・転学科を許可された者の、すでに修得した授業科目とその単位数及び修業年数は、審査の上、その一部又は全部を認めることがある。

第16条 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）及び大学等が編成する特別の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。なお、この認定に関連して修得した単位数その他の事項を勘案して認定された期間を修業年限に通算することができる。

2 前項による単位の認定は、合計30単位を超えない範囲で行うものとする。

第17条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、保証人連署の誓約書を指定期日までに提出し、その他本学所定の入学手続きを完了しなければならない。

2 正当の理由なく前項の手続きをしないときは、入学、再入学、転入学又は編入学の許可はその効力を失う。

第18条 保証人は父母又は独立生計を営む成年の者とする。

2 保証人は、入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者の誓約に関し、連帯責任を負うものとする。

3 保証人の変更、転居、改印、改氏名等は、そのつど届け出なければならない。

第6章 休学、転学、退学及び除籍

第19条 病気その他の事由により、引続き3月以上修学することができない場合は、願い出て許可を受けて休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により期間の延長を許可することがある。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間中に事由がなくなったときは、許可を受けて復学することができる。

5 休学期間は、修業期間に算入しない。

第20条 他の大学に転学を志願する者は、事由を具して、その許可を願い出なければならない。

第21条 退学しようとする者は、事由を具して、その許可を願い出なければならない。

第22条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

一 死亡の届け出のあった者

- 二 病気その他やむを得ない事情により修学の見込みのない者
- 三 第4条の在学年数を経て、なお所定の課程を修了できない者
- 四 第19条第3項の休学期間に達しても、なお修学できない者
- 五 授業料の滞納期間が2月を超える者

第7章 教育課程及び履修の方法

第23条 本学の開設する授業科目及び単位数は、別表第1による。

- 2 学生が所属する学部学科以外の学科の授業科目を履修することを認めることがある。
- 3 工学科に履修上の区分として次のコースを設ける。学生はいずれかのコースを修了し卒業するものとする。
 - 一 機械工学コース
 - 二 電気電子通信工学コース
 - 三 システム情報工学コース
 - 四 生命環境科学コース
 - 五 建築・土木工学コース
- 4 学部又は学科に、必要に応じて分野横断型のプログラムを設けることができる。
- 5 第3項のコース及び第4項のプログラムの履修方法は履修規程に定める。

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、毎週1時間15週又は毎週2時間15週の授業をもって1単位とする
 - 二 実験、実習及び実技については、実験室又は実習場等で行われるものであることを考慮し、毎週2時間15週又は毎週3時間15週の実験、実習又は実技をもって1単位とする
 - 三 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準をもって1単位とする

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第26条 学生は、毎年度の初めに、当該年度に履修しようとする授業科目を、所定の手続きにより届け出なければならない。

- 2 学生は、届け出た科目に限り、単位修得の認定を受けることができる。
- 3 卒業要件として修得すべき単位について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を履修規程で定める。

第27条 授業科目の単位修得の認定は、試験による。ただし、平常の成績を加味することがある。

- 2 実験、実習、演習及び実技は、平常の成績をもって試験にかえることがある。

第28条 試験は原則として、学期末に行う。

- 2 各授業科目の成績評価は、S、A、B、C、及びDによるものとし、S、A、B、Cは合格、Dは不合格とする。
- 3 病気その他やむを得ない事故で定期の試験に欠席した者に対しては、追試験を行うこ

とがある。

4 その他試験の施行に関しては、別に定める。

第29条 各学年において、修得単位数が、別に定める基準に満たない場合には、その学年に留年とする。

第30条 卒業に必要な修得単位数は、別表第1及び履修規程に定める単位を含め、124単位以上とする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第24条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第31条 卒業研究あるいは卒業制作・論文の題目及び研究計画は、卒業しようとする年度の初めに、所定の手続きにより、届け出なければならない。

第32条 学長は、学生が他の大学の授業科目を履修すること又は、これに相当する教育機関等において修学することが教育上有益であると認めるときは、教授会の議を経て当該大学等と協議のうえ、履修すること又は修学することを認めることができる。

2 学長は、学生が外国の大学又はこれに相当する教育機関等において修学することが教育上有益であると認めるときは、教授会の議を経て当該大学等と協議のうえ、留学することを認めることができる。

3 留学の期間は、修業期間に算入する。

4 学長は、第1項の規定により修得した成果及び、第2項の規定により留学して得た修学の成果について、教授会の議を経て本学において修得したものとして認定するものとする。

5 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、第16条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第8章 卒業及び学位授与

第33条 本学において4年以上修業し、所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者は卒業とし、工学部にあつては学士（工学）、感性デザイン学部にあつては学士（感性デザイン）の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず文部科学大臣の定めるところにより、本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は、卒業を認めるものとする。

3 学位の授与についての必要な事項は、八戸工業大学学位規程に定める。

第9章 教育職員免許状

第34条 教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。この修得すべき授業科目及び単位数は別表第2に掲げる。

2 前項の所要条件を満たした者に対しては、次に掲げる教育職員免許状取得の資格を与える。

免許状の種類	免許教科の種類	学 科
中学校教諭 一種免許状	美 術	感性デザイン学部 感性デザイン学科
高等学校教諭 一種免許状	工 業	工学部 工学科
	情 報	工学部 工学科（システム情報工学コース）

	美 術	感性デザイン学部 感性デザイン学科
	工 芸	

第 10 章 学費及び入学検定料

第35条 本学に納入すべき学費及び入学検定料は、別表第3の通りとする。

第36条 納入方法その他の取扱いについては、別に定める。ただし、休学期間中の授業料等は、原則としてこれを免除する。

第 11 章 科目等履修生

第37条 本学の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第38条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学年又は学期の初めとする。

第39条 科目等履修生はその履修科目を学修するのに十分な学力がなければならない。

第40条 科目等履修生の在学期間は1年以内とする。ただし、願い出によって期間を延長することがある。

第41条 科目等履修生は、その履修科目の試験を受けることができる。

2 試験に合格した者には、大学の定めるところにより、単位修得の認定をする。

第42条 科目等履修生の学費及び入学検定料は、別表第2の通りとする。

第43条 科目等履修生には、本章の規定のほか、第4章（学年、学期及び休業日）、第17条（入学手続）、第18条（保証人）、第6章（休学、転学、退学及び除籍）、第7章（教育課程及び履修の方法）、第9章（教育職員免許状）及び第15章（賞罰）の規定を準用する。

第 12 章 特別聴講学生

第44条 本学と他の大学又は、これに相当する教育機関等との協議に基づき、本学の学生が当該他大学等で開設する授業科目の履修及び単位の修得を希望するとき、若しくは当該他大学等の学生が本学で開設する授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、特別聴講学生として扱い、その履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第45条 受入れ特別聴講学生には、本章の規定のほか、第4章（学年、学期及び休業日）、第7章（教育課程及び履修の方法）及び第15章（賞罰）の規定を準用する。

第 13 章 研究生

第46条 本学において特定の事項について研究することを願い出た者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第47条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

第48条 研究生を志願できるものは、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 短期大学、高等専門学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者で、関係学科を履修した者
- 三 本学において前二号と同等以上の学力があると認めた者

第49条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第50条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。

第51条 研究生がその研究に関係のある授業科目の履修を願い出たときは、許可することがある。

第52条 研究生の学費及び入学検定料は、別表第2の通りとする。

第53条 研究生には、本章の規定のほか、第4章（学年、学期及び休業日）、第17条（入学手続）、第18条（保証人）、第6章（休学、転学、退学及び除籍）、第7章（教育課程及び履修の方法）及び第15章（賞罰）の規定を準用する。

2 研究生が授業科目を履修する場合は、その履修科目について、第11章（科目等履修生）の規定を準用する。

第14章 外国人特別留学生

第54条 外国人で特別留学生として入学を希望する者があるときは、第10条の規定によらず、特別に選抜の上入学を許可することがある。

第55条 外国人特別留学生の取り扱いについては、別に定める規定による外はすべて本学学生に関する規定を準用する。

第15章 賞罰

第56条 顕著な善行があった者は表彰することがある。

2 卒業に際して、人物、学業ともに優秀で他の学生の模範とするに足る者は表彰することがある。

第57条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学3月以上にわたるときは、その期間は修業期間に算入しない。

4 懲戒処分の基準及びその手続きについては、別に定める。

第58条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

三 正当の理由がなく出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第16章 職員組織及び教授会

第59条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 本学に前項のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

第60条 職員の職務は、次の通りとする。

一 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する

二 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる

三 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

四 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

五 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する

六 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

七 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する

八 事務職員は、事務に従事する

九 技術職員は、技術に関する職務に従事する

第61条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会の構成及び運営に関する事項は、別に定める。

第62条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 1 7 章 基礎教育研究センター、図書館、工作技術センター及び研究所

第63条 本学に基礎教育研究センター、図書館、工作技術センター及び研究所を置く。

- 2 基礎教育研究センター、図書館、工作技術センター及び研究所の運営等に関する事項は、別に定める。

第 1 8 章 大学院

第64条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する事項は、別に定める。

第 1 9 章 公開講座

第65条 本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座の運営等に関する事項は、別に定める。

第 2 0 章 学則の改廃

第66条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

附 則 （昭和46年9月28日 八戸工業大学設置認可申請書）

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 （昭和50年3月25日 八工大総第251号）

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 （昭和51年3月25日 八工大総第64号）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 （昭和53年3月25日 八工大総第51号）

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則 （昭和54年2月28日 八工大総第38号）

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則（昭和55年3月25日 八工大総第38号）

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則（昭和56年1月30日 八工大総第36号）

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則（昭和57年3月11日 八工大総第64号）

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 第2条および第4条の産業機械工学科は昭和57年度より学生募集を停止する。
- 3 昭和56年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則（昭和57年12月20日 八工大総第57号）

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月22日 八工大総第54号）

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則（昭和60年3月8日 八工大総第62号）

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則（昭和61年3月7日 八工大総第60号）

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則（昭和62年2月13日 八工大総第40号）

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則（昭和63年3月1日 八工大総第63号）

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則（平成元年3月22日 八工大総第79号）

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。
- 3 昭和63年度以前に入学した学部学生の授業料は、当該入学年度の授業料に1万円を加算した金額とする。

附 則（平成2年2月7日 八工大総第60号）

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。

附 則（平成3年2月27日 八工大総第65号）

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。
- 3 平成2年度以前に入学した学生の授業料は、当該入学年度の授業料に当該入学年度の施設設備費、実験実習費並びに維持費を加算した金額とする。当該入学年度の施設設備費、実験実習費並びに維持費は廃止する。

附 則（平成3年10月3日 八工大総第37号）

この学則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則（平成4年3月4日 八工大総第60号）

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前に入学した学生の授業科目、単位数およびその配置は改正前の学則による。
- 3 第4条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの入学定員は、次の通りとする。

一	工学部	機械工学科	120名
二	工学部	電気工学科	120名
三	工学部	土木工学科	120名
四	工学部	建築工学科	120名
五	工学部	エネルギー工学科	120名

附 則（平成5年2月9日 八工大総第54号）

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月7日 八工大総第69号）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月17日 八工大総第67号）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月27日 八工大総第72号）

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日 八工大総第80号)

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月2日 八工大総第68号)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月6日 八工大総第72号)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 電気工学科は、第2条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成11年3月20日 八工大総第88号)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年7月29日 八工大総第40号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年7月30日 八工大総第41号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月8日 八工大総第92号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月6日 八工大総第72号)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 機械工学科及び土木工学科は、第2条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成13年3月8日 八工大総第93号)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月31日 八工大総第17号)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第2条および第4条のエネルギー工学科は、平成14年度より学生募集を停止する。

附 則 (平成14年3月20日 八工大総第82号)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月30日 八工大総第45号)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 電気電子工学科は、第2条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 （平成15年3月7日 八工大総第80号）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年3月5日 八工大総第88号）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年6月18日 八工大総第30号）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年3月30日 八工大総第94号）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年3月30日 八工大総第95号）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月3日 八工大総第72号）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年11月7日 八工大総第53号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年2月22日 八工大総第74号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年6月27日 八工大総第27号）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第3条および第5条の環境建設工学科および建築工学科は、平成21年度から学生募集を停止する。

附 則 （平成20年9月24日 八工大総第46号）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 工学部生物環境化学工学科は、第3条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 （平成20年10月30日 八工大総第57号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年2月26日 八工大総第92号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年4月7日 八工大総第2号）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 工学部電子知能システム学科は、第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成22年3月2日 八工大総第73号)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月23日 八工大総第75号)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2 第28条第2項については、平成22年度以前に入学した学生は従前の規定を適用する。

附 則 (平成25年3月29日 八工大総第94号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月27日 八工大総第76号)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日 八工大総第57号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。
但し、建築工学科廃止日は、理事会承認の日(平成26年12月19日)とする。

附 則 (平成27年3月31日 八工大総第86号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月28日 八工大総第10号)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月25日 八工大総第69号)

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 平成29年度以前に本学に入学した学生で、この学則の施行時に在籍する者についても下記のとおり全学年を対象に学科名称を変更する。

変更後	変更前
機械工学科	機械情報技術学科
電気電子工学科	電気電子システム学科
生命環境科学科	バイオ環境工学科
創生デザイン学科	感性デザイン学科

3. 第34条については、平成29年度以前に入学した学生に対しては従前の規定を適用する。

附 則 (平成30年12月26日 八工大総第58号)

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. 第23条に規定する別表第1については、平成29年度以前に入学した学生に対し

ては従前の規定を適用する。

3. 第34条に規定する別表第1については、平成30年度以前に入学した学生に対しては従前の規定を適用する。

附 則 (令和元年5月24日 八工大総第7号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日 八工大総第93号)

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2. 第23条に規定する別表第1については、平成29年度以前に入学した学生に対しては従前の規定を適用する。

附 則 (令和2年6月10日 八工大総第29号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日 八工大総144号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和*年*月*日 八工大総*号)

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。
2. 第23条に規定する別表第1については、令和3年度以前に入学した学生に対しては従前の規定を適用する。
3. 第34条に規定する別表第2については、令和3年度以前に入学した学生に対しては従前の規定を適用する。
4. 令和3年度以前に本学に入学した学生で、この学則の施行時に在籍する者についても下記のとおり全学年を対象に学科名称を変更する。

変更後	変更前
感性デザイン学科	創生デザイン学科

5. 工学部機械工学科、電気電子工学科、システム情報工学科、生命環境科学科及び土木建築工学科については、令和4年度より学生募集を停止する。また、これら5学科については、第3条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

工学部 工学科 授業科目及び単位数

令和4年度入学生より適用

※()内の数字は単位数を表す

キャリア教育科目			
キャリアデザインⅠ(1)	キャリアデザインⅡ(1)	キャリアデザインⅢ(1)	職業倫理(2)
総合教養科目			
人間科学分野			
心理学(2)	哲学(2)	文学(2)	日本国憲法(2)
歴史(2)	経済学(2)	知的財産論(2)	
国際コミュニケーション分野			
日本語表現法(2)	実践日本語表現(2)	異文化コミュニケーション(2)	総合英語(2)
実践英語(2)	教養英語(2)	英語会話(2)	英語表現(2)
Global English(2)	English Communication(2)	English Reading(2)	Technical English(2)
中国語Ⅰ(2)	中国語Ⅱ(2)	中国語Ⅲ(2)	
体育科学分野			
体育学(1)	生涯スポーツ演習(1)	スポーツ健康学(1)	
総合学際分野			
主題別ゼミナールⅠ(1)	主題別ゼミナールⅡ(1)	海外研修(1)	
AI・データサイエンス科目			
AI・データサイエンス入門(2)	データアナリティクスⅠ(2)	データアナリティクスⅡ(2)	
共創教育科目			
工学概論(2)	デザインと技術(2)	北東北八戸の地域学(2)	共創デザイン演習(2)
工学基礎科目			
微分積分(2)	線形代数(2)	確率・統計(2)	基礎物理学Ⅰ(2)
基礎物理学Ⅱ(2)	応用物理学概論(2)	物理学実験(2)	基礎化学Ⅰ(2)
基礎化学Ⅱ(2)	化学実験(2)	生命科学(2)	
専門科目			
機械工学専門科目			
基礎情報科学M(2)	材料力学Ⅰ(2)	材料力学Ⅱ(2)	機械力学Ⅰ(2)
機械力学Ⅱ(2)	熱力学Ⅰ(2)	熱力学Ⅱ(2)	流れ学Ⅰ(2)
流れ学Ⅱ(2)	伝熱工学(2)	基礎機械情報工学(2)	応用機械情報工学(2)
メカトロニクス基礎(2)	機械材料工学(2)	機械加工工学(2)	機械工作実習(1)
基礎設計工学(2)	応用設計工学(2)	基礎設計製図(2)	CAD設計製図(2)
機械設計技法(2)	機械工学実験Ⅰ(1)	機械工学実験Ⅱ(1)	機械工学演習Ⅰ(2)
機械工学演習Ⅱ(2)	技術マネジメント概論(2)	プロジェクトⅠ(2)	プロジェクトⅡ(2)
プロジェクトⅢ(2)	機械工学統合演習(2)	プロジェクト実習(1)	学外研修M(1)
卒業研究M(6)	基礎自動車工学(1)	潤滑工学(1)	自動車エンジン(1)
自動車測定検査概論(1)	自動車構造Ⅰ(1)	自動車構造Ⅱ(1)	自動車法規(1)
自動車工学(2)	電気電子工学概論(1)	電子回路工学(1)	カーエレクトロニクス(1)
自動車検査(1)	自動車整備実習(6)		
電気電子通信工学専門科目			
基礎情報科学E(2)	電気電子通信工学入門(2)	電気回路入門(2)	電気電子数学Ⅰ(2)
電気電子数学Ⅱ(2)	電磁気学Ⅰ(2)	電磁気学Ⅱ(2)	電磁気学演習Ⅰ(1)
電磁気学演習Ⅱ(1)	電気回路Ⅰ(2)	電気回路Ⅱ(2)	電気回路演習Ⅰ(1)
電気回路演習Ⅱ(1)	電力発生工学(2)	電力輸送工学(2)	電気機器工学(2)
電気利用工学(2)	高電界工学(2)	パワーエレクトロニクス(2)	電気法規と電気施設管理(2)
電子回路Ⅰ(2)	電子回路Ⅱ(2)	センサー応用工学(2)	電気電子材料工学(2)
半導体工学(2)	現代制御工学(2)	コンピュータプログラミング(2)	情報メディア工学(2)
情報通信工学Ⅰ(2)	情報通信工学Ⅱ(2)	通信ネットワーク工学(2)	電磁波工学(2)
情報通信法規(2)	リモートセンシング概論(1)	創造工学実験(2)	電気電子通信基礎実験(2)
電気エネルギーシステム実験(2)	電子情報通信システム実験(2)	電気電子設計製図(2)	インターンシップE(1)
学外研修E(1)	先端技術工学(1)	卒業研究E(6)	

システム情報工学専門科目

情報科学アラカルト(2)	情報工学概論(2)	基礎情報科学Ⅰ(2)	離散数学(2)
オペレーションズリサーチ(2)	オペレーティングシステム(2)	データベース(2)	プログラミング入門(2)
プログラミング言語(2)	データ構造とアルゴリズム(2)	プログラム設計(2)	コンピュータシステム(2)
産業情報論(2)	経営情報論(2)	コンテンツ制作入門(2)	コンピュータグラフィックス(2)
ビジュアル情報処理(2)	マルチメディア工学(2)	デジタル信号処理(2)	ウェブデザイン(2)
情報通信工学(2)	情報ネットワーク入門(2)	情報セキュリティ入門(2)	情報ネットワーク構築(2)
情報セキュリティ(2)	情報文化論(2)	電気工学(2)	電子工学(2)
知識工学(2)	ロボット工学(2)	シミュレーション工学(2)	数値解析(2)
集積回路(2)	情報工学基礎実験Ⅰ(1)	情報工学基礎実験Ⅱ(1)	情報工学応用実験Ⅰ(1)
情報工学応用実験Ⅱ(1)	情報専門ゼミナール(2)	情報工学特別講義(2)	設計・製図(2)
学外研修Ⅰ(1)	卒業研究Ⅰ(6)		

生命環境科学専門科目

基礎情報科学Ⅱ(2)	生命環境科学概論(2)	生命環境科学導入デザイン(2)	バイオテクノロジー(2)
無機化学(2)	生化学(2)	物理化学(2)	分析化学(2)
有機化学(2)	環境化学量論(2)	化学工学(2)	微生物学(2)
微生物工学(2)	分子遺伝学(2)	遺伝子工学(2)	環境生物学(2)
酵素工学(2)	生理学(2)	生物有機化学(2)	食品分析学(2)
食品製造学(2)	食品工学(2)	食品化学(2)	食品衛生学(2)
公衆衛生学(2)	品質管理(2)	計測制御工学(2)	リサイクル工学(2)
グリーンケミストリー(2)	環境影響評価論(2)	機器分析(2)	環境汚染物質分析学(2)
生命環境科学基礎演習Ⅰ(2)	生命環境科学基礎演習Ⅱ(2)	生命環境科学演習Ⅰ(2)	生命環境科学演習Ⅱ(2)
生命環境科学基礎実験(1)	生命環境科学実験Ⅰ(1)	生命環境科学実験Ⅱ(1)	生命環境プロセス実習Ⅰ(1)
生命環境プロセス実習Ⅱ(1)	インターンシップⅡ(1)	生命環境科学セミナー(1)	卒業研究Ⅱ(6)

建築・土木工学専門科目

基礎情報科学Ⅲ(2)	土木工学概論(2)	建築概論(2)	基礎製図(2)
CAD基礎演習(2)	地球環境論(2)	測量学(2)	測量実習(1)
都市計画(2)	構造力学Ⅰ(2)	構造力学Ⅱ(2)	地盤工学Ⅰ(2)
建設応用数学(2)	デッサン(2)	色彩学(2)	建築設計Ⅰ(3)
建築設計Ⅱ(3)	建築設計Ⅲ(3)	建築設計Ⅳ(3)	建築構造設計(2)
住居計画(2)	建築計画(2)	地域施設計画(2)	建築史(2)
近代建築史(2)	建築環境工学Ⅰ(2)	建築環境工学Ⅱ(2)	建築設備(2)
鉄筋コンクリート構造(2)	建築基礎(2)	鋼構造(2)	木質構造(2)
建築材料学(2)	建築施工(2)	建築生産(2)	建築材料実験(2)
建築法規(2)	雪国建築(2)	インテリアデザイン(2)	ユニバーサルデザイン(2)
材料の力学(2)	上下水道工学(2)	水処理工学(2)	水理学Ⅰ(2)
水理学Ⅱ(2)	河川工学(2)	海岸・港湾工学(2)	道路・交通工学(2)
地盤工学Ⅱ(2)	コンクリート工学(2)	コンクリート構造学(2)	土木工学実験Ⅰ(2)
土木工学実験Ⅱ(2)	水工学設計・演習(2)	地盤工学設計演習(2)	橋工学設計・演習(2)
応用測量学及び実習(2)	火薬学(2)	維持管理工学(2)	施工技術(2)
インターンシップⅢ(1)	学外研修Ⅲ(1)	総合デザインⅠ(2)	総合デザインⅡ(2)
数値解析(2)	卒業研究Ⅲ(6)		

工学発展科目

原子力エネルギー(2)	放射線の利用(2)	原子力体感研修(2)	原子燃料サイクル・安全工学(2)
海洋学の基礎と未来(2)	海洋生物学(2)	臨海実習(2)	海洋生態学(2)
海洋土木Ⅰ(2)	海洋土木Ⅱ(2)	ロボット工学概論(2)	ロボット工学実習(1)
計測工学(2)	論理回路(2)	制御工学(2)	

特別専攻科目

解析Ⅰ(2)	解析Ⅱ(2)	特別専攻プロジェクトⅠ(2)	特別専攻プロジェクトⅡ(2)
特別専攻ゼミナールⅠ(2)	特別専攻ゼミナールⅡ(2)		

感性デザイン学部 感性デザイン学科 授業科目及び単位数

令和4年度入学生より適用

※()内の数字は単位数を表す

キャリア教育科目			
キャリアデザインⅠ(1)	キャリアデザインⅡ(1)	キャリアデザインⅢ(1)	職業倫理(2)
総合教養科目			
人間科学分野			
心理学(2)	哲学(2)	文学(2)	日本国憲法(2)
歴史(2)	経済学(2)	知的財産論(2)	
国際コミュニケーション分野			
日本語表現法(2)	実践日本語表現(2)	異文化コミュニケーション(2)	総合英語(2)
実践英語(2)	教養英語(2)	英語会話(2)	英語表現(2)
Global English(2)	English Communication(2)	English Reading(2)	Technical English(2)
中国語Ⅰ(2)	中国語Ⅱ(2)	中国語Ⅲ(2)	
体育科学分野			
体育学(1)	生涯スポーツ演習(1)	スポーツ健康学(1)	
総合学際分野			
主題別ゼミナールⅠ(1)	主題別ゼミナールⅡ(1)	海外研修(1)	
AI・データサイエンス科目			
AI・データサイエンス入門(2)	データアナリティクスⅠ(2)	データアナリティクスⅡ(2)	
共創教育科目			
デザインと技術(2)	北東北八戸の地域学(2)	共創デザイン演習(2)	
専門科目			
感性デザイン基礎			
デザイン基礎分野			
感性デザイン学概論(1)	デザイン思考(1)	図学(2)	美術史(2)
デザイン史(2)	ユニバーサルデザイン(2)	フィールドワーク基礎(1)	製図(2)
デッサン(2)	色彩学(2)	表現技法(2)	写真技術実習(1)
映像制作実習(1)	工芸実習(2)	製造工作実習(1)	
情報技術分野			
コンピュータ基礎演習(2)	アカデミックライティング(2)	プレゼンテーション(2)	CAD演習Ⅰ(2)
CAD演習Ⅱ(2)	情報メディア論(2)		
感性デザイン応用			
デザイン応用分野			
ビジュアルデザイン論(2)	タイポグラフィー(2)	イラストレーションⅠ(2)	イラストレーションⅡ(2)
Webデザイン(2)	広告デザイン(2)	絵画Ⅰ(2)	絵画Ⅱ(2)
彫刻(2)	工芸学(2)	プロトタイピング(2)	プロダクトデザイン(2)
インテリアデザイン(2)	音と光デザイン(2)	住環境デザイン(2)	地域文化論(2)
地域コミュニティ論(2)	ビジュアルデザイン演習(2)	共生社会デザイン(2)	メディア表現論(2)
芸術批評(2)			
デザイン実践分野			
企画構想実習(2)	アートプロジェクト(2)	インターメディア造形演習Ⅰ(2)	インターメディア造形演習Ⅱ(2)
フィールドワーク演習(1)	地域デザインプロジェクト(1)		
総合演習分野			
感性デザイン総合演習Ⅰ(2)	感性デザイン総合演習Ⅱ(2)	感性デザイン総合演習Ⅲ(2)	感性デザイン応用演習(2)
感性デザイン特別演習(1)	インターンシップ(1)	卒業研究(6)	
特別専攻科目			
特別専攻プロジェクトⅠ(2)	特別専攻プロジェクトⅡ(2)	特別専攻ゼミナールⅠ(2)	特別専攻ゼミナールⅡ(2)

別表第1 卒業に必要な修得単位数

工学部 工学科

科目区分・分野	修得単位数
キャリア教育科目	5 単位
総合教養科目	下記2分野の単位数を含み 18 単位以上
人間科学分野	6 単位以上
国際コミュニケーション分野	8 単位以上
AI・データサイエンス科目	2 単位以上
共創教育科目	4 単位以上
工学基礎科目	14 単位以上
専門科目	70 単位以上
総 計	124 単位以上

感性デザイン学部 感性デザイン学科

科目区分・分野	修得単位数
キャリア教育科目	5 単位
総合教養科目	下記分野の単位数を含み 22 単位以上
国際コミュニケーション分野	8 単位以上
AI・データサイエンス科目	2 単位以上
共創教育科目	2 単位以上
専門科目	
デザイン基礎分野	24 単位以上
情報技術分野	
デザイン応用分野	24 単位以上
デザイン実践分野	4 単位以上
総合演習分野	12 単位以上
総 計	124 単位以上

教職課程の授業科目及び単位数

令和4年度入学生より適用

※()内の数字は単位数を表す

共通：高一種（工業）、高一種（情報）、中一種（美術）、高一種（美術）、高一種（工芸）

必修科目			
教職総論(2)	教育基礎論(2)	教育の制度(2)	認知と人格の発達(2)
特別支援教育総論(1)	教育課程論(2)	総合的な学習の時間の指導法(2)	特別活動(2)
教育工学(2)	生徒指導・進路指導(2)	教育相談(2)	教職実践演習(中・高)(2)
事前・事後指導(1)	教育実習Ⅰ(2)		

高一種（工業）

必修科目			
AI・データサイエンス入門(2)	工学概論(2)	工業科指導法(4)	職業指導(4)
日本国憲法(2)	体育学(1)	スポーツ健康学(1)	
選択必修科目			
総合英語(2)	実践英語(2)	教養英語(2)	※左記より1科目選択必修
英語会話(2)	英語表現(2)		
基礎情報科学M(2)	基礎情報科学E(2)	基礎情報科学I(2)	※左記より1科目選択必修
基礎情報科学L(2)	基礎情報科学D(2)		
機械工学実験Ⅰ(1)	機械工学実験Ⅱ(1)	機械工学演習Ⅰ(2)	① ※左記より1科目以上選択必修
機械工学演習Ⅱ(2)	プロジェクト実習(1)	創造工学実験(2)	
電気電子通信基礎実験(2)	電気エネルギーシステム実験(2)	電子情報通信システム実験(2)	
情報工学基礎実験Ⅰ(1)	生命環境科学基礎実験(1)	生命環境科学実験Ⅰ(1)	
生命環境プロセス実習Ⅱ(1)	測量実習(1)	建築材料実験(2)	
土木工学実験Ⅰ(2)	土木工学実験Ⅱ(2)		
基礎設計製図(2)	CAD設計製図(2)	機械設計技法(2)	② ※左記より1科目以上選択必修
電気電子設計製図(2)	設計・製図(2)	基礎製図(2)	
CAD基礎演習(2)	建築設計Ⅰ(3)	建築設計Ⅱ(3)	
材料力学Ⅰ(2)	機械力学Ⅰ(2)	熱力学Ⅰ(2)	※左記より、上記①・②の2区分から選択必修により取得した単位を加えて28単位以上選択必修
流れ学Ⅰ(2)	伝熱工学(2)	基礎機械情報工学(2)	
機械材料工学(2)	機械加工学(2)	機械工作実習(1)	
基礎設計工学(2)	電気電子通信工学入門(2)	電気回路入門(2)	
電気電子数学Ⅰ(2)	電磁気学Ⅰ(2)	電磁気学Ⅱ(2)	
電磁気学演習Ⅰ(1)	電磁気学演習Ⅱ(1)	電気回路Ⅰ(2)	
電気回路Ⅱ(2)	電気回路演習Ⅰ(1)	電気回路演習Ⅱ(1)	
電気機器工学(2)	電子回路Ⅰ(2)	電気電子材料工学(2)	
半導体工学(2)	コンピュータプログラミング(2)	情報通信工学Ⅰ(2)	
情報工学概論(2)	プログラミング入門(2)	ビジュアル情報処理(2)	
デジタル信号処理(2)	電気工学(2)	電子工学(2)	
ロボット工学(2)	シミュレーション工学(2)	数値解析(2)	
集積回路(2)	生命環境科学概論(2)	バイオテクノロジー(2)	
無機化学(2)	物理化学(2)	分析化学(2)	
有機化学(2)	環境化学量論(2)	化学工学(2)	
食品工学(2)	食品化学(2)	品質管理(2)	
計測制御工学(2)	リサイクル工学(2)	グリーンケミストリー(2)	
土木工学概論(2)	建築概論(2)	地球環境論(2)	
測量学(2)	都市計画(2)	構造力学Ⅰ(2)	
構造力学Ⅱ(2)	地盤工学Ⅰ(2)	住居計画(2)	
建築計画(2)	建築設備(2)	鉄筋コンクリート構造(2)	
建築基礎(2)	建築材料学(2)	建築施工(2)	
建築法規(2)	材料の力学(2)	上下水道工学(2)	
水処理工学(2)	水理学Ⅰ(2)	水理学Ⅱ(2)	
地盤工学Ⅱ(2)	コンクリート工学(2)	コンクリート構造学(2)	
水工学設計・演習(2)	地盤工学設計演習(2)	計測工学(2)	
論理回路(2)	制御工学(2)		

高一種（情報）

必修科目			
離散数学(2)	オペレーションズリサーチ(2)	オペレーティングシステム(2)	データベース(2)
プログラミング言語(2)	データ構造とアルゴリズム(2)	プログラム設計(2)	コンピュータシステム(2)
産業情報論(2)	コンテンツ制作入門(2)	コンピュータグラフィックス(2)	ウェブデザイン(2)
情報通信工学(2)	情報ネットワーク入門(2)	情報セキュリティ入門(2)	情報文化論(2)
情報工学基礎実験Ⅱ(1)	情報工学応用実験Ⅰ(1)	情報工学応用実験Ⅱ(1)	情報科指導法(4)
日本国憲法(2)	体育学(1)	スポーツ健康学(1)	
選択必修科目			
総合英語(2)	実践英語(2)	教養英語(2)	※左記より1科目選択必修
英語会話(2)	英語表現(2)		
基礎情報科学M(2)	基礎情報科学E(2)	基礎情報科学I(2)	※左記より1科目選択必修
基礎情報科学L(2)	基礎情報科学D(2)		

中一種（美術）

必修科目			
道徳教育(2)	教育実践論(2)	教育実習Ⅱ(2)	美術史(2)
デザイン史(2)	デッサン(2)	色彩学(2)	表現技法(2)
工芸実習(1)	CAD演習Ⅰ(2)	ビジュアルデザイン論(2)	イラストレーションⅠ(2)
Webデザイン(2)	絵画Ⅰ(2)	絵画Ⅱ(2)	彫刻(2)
芸術批評(2)	ビジュアルデザイン演習(2)	美術科指導法Ⅰ(4)	美術科指導法Ⅱ(2)
美術科指導法Ⅲ(2)	日本国憲法(2)	体育学(1)	スポーツ健康学(1)
コンピュータ基礎演習(2)			
選択必修科目			
感性デザイン総合演習Ⅰ(2)	感性デザイン総合演習Ⅱ(2)	感性デザイン総合演習Ⅲ(2)	※左記より1科目選択必修
総合英語(2)	実践英語(2)	教養英語(2)	※左記より1科目選択必修
英語会話(2)	英語表現(2)		
選択科目			
CAD演習Ⅱ(2)	タイポグラフィー(2)	イラストレーションⅡ(2)	

高一種（美術）

必修科目			
美術史(2)	デザイン史(2)	デッサン(2)	色彩学(2)
表現技法(2)	CAD演習Ⅰ(2)	CAD演習Ⅱ(2)	ビジュアルデザイン論(2)
タイポグラフィ(2)	イラストレーションⅠ(2)	イラストレーションⅡ(2)	Webデザイン(2)
絵画Ⅰ(2)	絵画Ⅱ(2)	彫刻(2)	芸術批評(2)
ビジュアルデザイン演習(2)	美術科指導法Ⅰ(4)	日本国憲法(2)	体育学(1)
スポーツ健康学(1)	コンピュータ基礎演習(2)		
選択必修科目			
感性デザイン総合演習Ⅰ(2)	感性デザイン総合演習Ⅱ(2)	感性デザイン総合演習Ⅲ(2)	※左記より1科目選択必修
総合英語(2)	実践英語(2)	教養英語(2)	※左記より1科目選択必修
英語会話(2)	英語表現(2)		
選択科目			
美術科指導法Ⅱ(2)	美術科指導法Ⅲ(2)		

高一種（工芸）

必修科目			
図学(2)	美術史(2)	デザイン史(2)	デッサン(2)
色彩学(2)	表現技法(2)	工芸実習(2)	CAD演習Ⅰ(2)
CAD演習Ⅱ(2)	ビジュアルデザイン論(2)	タイポグラフィ(2)	イラストレーションⅠ(2)
イラストレーションⅡ(2)	Webデザイン(2)	工芸学(2)	芸術批評(2)
ビジュアルデザイン演習(2)	工芸科指導法(4)	日本国憲法(2)	体育学(1)
スポーツ健康学(1)	コンピュータ基礎演習(2)		
選択必修科目			
感性デザイン総合演習Ⅰ(2)	感性デザイン総合演習Ⅱ(2)	感性デザイン総合演習Ⅲ(2)	※左記より1科目選択必修
総合英語(2)	実践英語(2)	教養英語(2)	※左記より1科目選択必修
英語会話(2)	英語表現(2)		

別表第3 学費、入学検定料

工学部学費

学 費 種 別	学 部 学 生	科 目 等 履 修 生	研 究 生
入 学 金 (入 学 時)	250,000 円	27,500 円	66,000 円
授 業 料	年額 942,000 円	1 単位につき 講義科目 22,000 円 実験実習科目 41,000 円	月額 24,000 円
施設設備費 (年 額)	300,000 円		
実験実習費 (年 額)	1 年次 30,000 円 2 年次以降 65,000 円		実 費 徴 収

感性デザイン学部学費

学 費 種 別	学 部 学 生	科 目 等 履 修 生	研 究 生
入 学 金 (入 学 時)	250,000 円	27,500 円	66,000 円
授 業 料	年額 650,000 円	1 単位につき 講義科目 22,000 円 演習実習科目 41,000 円	月額 24,000 円
施設設備費 (年 額)	170,000 円		
演習実習費 (年 額)	1 年次 30,000 円 2 年次以降 65,000 円		実 費 徴 収

入学検定料は、工学部、感性デザイン学部ともに次の通りとする。

学部学生 30,000 円（ただし、「大学入学共通テスト使用選抜試験」で志願する者は、15,000 円 とする。）

科目等履修生 20,000 円

研究生 20,000 円

八戸工業大学学則変更(案)新旧対照表

(下線部が改正部分)

改正後 (新)	現行 (旧)
制定 昭和47年 4月 1日 改正 <u>令和 *年* 月* 日</u>	制定 昭和47年 4月 1日 改正 <u>令和 3年 4月 1日</u>
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。 工学部 <u>工学科</u> 感性デザイン学部 <u>感性デザイン学科</u> 2 工学部及び感性デザイン学部の教育研究上の目的は、次の通りとする。 一 工学部 豊かな人間性と総合的な判断力をもった人材、社会の変化に対応できる柔軟な思考力をもった人材、工学の基礎原理を踏まえ高度な応用展開能力をもった人材、及び地域社会への関心とともにグローバルな視野をもった人材を育成するとともに、機械、電気・電子・<u>通信、建築・土木</u>、情報、生命・環境、原子力、<u>ロボット</u>及び海洋などの工学・科学に関する教育研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること 二 感性デザイン学部 (略) 3 各学科における教育研究上の目的は、次の通りとする。 一 <u>工学科</u> <u>多様化した社会ニーズに対応するため、広い視野と教養、倫理観、総合的な判断力及びコミュニケーション能力を持ち、情報リテラシーも含めた科学と工学の基礎知識、さらに社会の変化に柔軟に対処できる問題解決・応用展開能力を備えた技術者を育成するとともに、機械、電気電子通信、システム情報、生命環境、建築・土木のいずれかの専門分野、及び原子力、ロボット、海洋などの発展分野の教育研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること</u>	第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。 工学部 <u>機械工学科</u> <u>電気電子工学科</u> <u>システム情報工学科</u> <u>生命環境科学科</u> <u>土木建築工学科</u> 感性デザイン学部 <u>創生デザイン学科</u> 2 工学部及び感性デザイン学部の教育研究上の目的は、次の通りとする。 一 工学部 豊かな人間性と総合的な判断力をもった人材、社会の変化に対応できる柔軟な思考力をもった人材、工学の基礎原理を踏まえ高度な応用展開能力をもった人材、及び地域社会への関心とともにグローバルな視野をもった人材を育成するとともに、機械、電気・電子、<u>土木・建築</u>、情報、生命・環境、原子力及び海洋などの工学・科学に関する教育研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること 二 感性デザイン学部 (略) 3 各学科における教育研究上の目的は、次の通りとする。 一 <u>機械工学科</u> 二 <u>電気電子工学科 (削除)</u>

<u>二 感性デザイン学科</u> (略)	<u>三 システム情報工学科 (削除)</u> <u>四 生命環境科学科 (削除)</u> <u>五 土木建築工学科 (削除)</u> <u>六 創生デザイン学科</u> (略)																																													
第4条 (略)	第4条 (略)																																													
第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。 <table><tr><td></td><td>入学定員</td><td>収容定員</td></tr><tr><td>一 工学部 工学科</td><td>250人</td><td>1,000人</td></tr><tr><td>二 感性デザイン学部 <u>感性デザイン学科</u></td><td></td><td>50人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>200人</td></tr></table>		入学定員	収容定員	一 工学部 工学科	250人	1,000人	二 感性デザイン学部 <u>感性デザイン学科</u>		50人			200人	第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。 <table><tr><td></td><td>入学定員</td><td>収容定員</td></tr><tr><td>一 工学部 機械工学科</td><td>50人</td><td>200人</td></tr><tr><td>二 工学部 電気電子工学科</td><td>40人</td><td>160人</td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三 工学部 システム情報工学科</td><td>60人</td><td>240人 (削除)</td></tr><tr><td>四 工学部 生命環境科学科</td><td>40人</td><td>160人</td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>五 工学部 土木建築工学科</td><td>60人</td><td>240人</td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>六 感性デザイン学部 <u>創生デザイン学科</u></td><td></td><td>50人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>200人</td></tr></table>		入学定員	収容定員	一 工学部 機械工学科	50人	200人	二 工学部 電気電子工学科	40人	160人	(削除)			三 工学部 システム情報工学科	60人	240人 (削除)	四 工学部 生命環境科学科	40人	160人	(削除)			五 工学部 土木建築工学科	60人	240人	(削除)			六 感性デザイン学部 <u>創生デザイン学科</u>		50人			200人
	入学定員	収容定員																																												
一 工学部 工学科	250人	1,000人																																												
二 感性デザイン学部 <u>感性デザイン学科</u>		50人																																												
		200人																																												
	入学定員	収容定員																																												
一 工学部 機械工学科	50人	200人																																												
二 工学部 電気電子工学科	40人	160人																																												
(削除)																																														
三 工学部 システム情報工学科	60人	240人 (削除)																																												
四 工学部 生命環境科学科	40人	160人																																												
(削除)																																														
五 工学部 土木建築工学科	60人	240人																																												
(削除)																																														
六 感性デザイン学部 <u>創生デザイン学科</u>		50人																																												
		200人																																												
第6条～第8条 (略)	第6条～第8条 (略)																																													
第5章 入学、再入学、転入学、編入学、復籍、転学部・ <u>転学科</u> 及び保証人 第9条～第13条 (略) 第14条 転学部・ <u>転学科</u> を志願する者があるときは、選考の上、許可することがある。 第15条 再入学、転入学、編入学 <u>又は</u> 転学部・ <u>転学科</u> を許可された者の、すでに修得した授業科目とその単位数及び修業年数は、審査の上、その一部又は全部を認めることがある。	第5章 入学、再入学、転入学、編入学、復籍、転学部、 <u>転学科</u> 及び保証人 第9条～第13条 (略) 第14条 転学部 <u>あるいは</u> 転学科を志願する者があるときは、選考の上、許可することがある。 第15条 再入学、転入学、編入学、 <u>転学部又は</u> 転学科を許可された者の、すでに修得した授業科目とその単位数及び修業年数は、審査の上、その一部又は全部を認めることがある。																																													
第16条～第22条 (略)	第16条～第22条 (略)																																													
第23条 本学の開設する授業科目 <u>及び</u> 単位数は、別表第1による。 2 (略) 3 <u>工学科に履修上の区分として次のコースを設ける。学生はいずれかのコースを修了し卒業するものとする。</u> <u>一 機械工学コース</u> <u>二 電気電子通信工学コース</u> <u>三 システム情報工学コース</u> <u>四 生命環境科学コース</u> <u>五 建築・土木工学コース</u> 4 <u>学部又は学科に、必要に応じて分野横断型のプログラムを設けることができる。</u> 5 <u>第3項のコース及び第4項のプログラムの履修方法は履修規程に定める。</u>	第23条 本学の開設する授業科目、 <u>単位数、授業時間数及びその配置等</u> は、別表第1による。 2 (略) 3 <u>学部または学科に、必要に応じて履修上のコースを設けることができる。</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>																																													
第24条～第29条 (略)	第24条～第29条 (略)																																													

第30条 卒業に必要な修得単位数は、別表第1及び<u>履修規程</u>に定める単位を含め、124単位以上とする。 2 (略)	第30条 卒業に必要な修得単位数は、別表第1に定める単位を含め、124単位以上とする。 2 (略)																																				
第31条～第33条 (略)	第31条～第33条 (略)																																				
第34条 教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。この修得すべき授業科目及び単位数は別表第2に掲げる。 2 前項の所要条件を満たした者に対しては、次に掲げる教育職員免許状取得の資格を与える。 <table><tr><th>免許状の種類</th><th>免許教科の種類</th><th>学 科</th></tr><tr><td rowspan="2">中学校教諭一種免許状</td><td>美 術</td><td>感性デザイン学部 <u>感性デザイン学科</u></td></tr><tr><td>工 業</td><td>工学部 <u>工学科</u></td></tr><tr><td rowspan="4">高等学校教諭一種免許状</td><td>情 報</td><td>工学部 <u>工学科（システム情報工学科コース）</u></td></tr><tr><td>美 術</td><td>感性デザイン学部</td></tr><tr><td>工 芸</td><td><u>感性デザイン学科</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	免許状の種類	免許教科の種類	学 科	中学校教諭一種免許状	美 術	感性デザイン学部 <u>感性デザイン学科</u>	工 業	工学部 <u>工学科</u>	高等学校教諭一種免許状	情 報	工学部 <u>工学科（システム情報工学科コース）</u>	美 術	感性デザイン学部	工 芸	<u>感性デザイン学科</u>			第34条 教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。この修得すべき授業科目ならびに単位数は別表第1に掲げる。 2 前項の所要条件を満たした者に対しては、次に掲げる教育職員免許状取得の資格を与える。 <table><tr><th>免許状の種類</th><th>免許教科の種類</th><th>学 科</th></tr><tr><td rowspan="2">中学校教諭一種免許状</td><td><u>技 術（削除）</u></td><td><u>工学部</u> <u>機械工学科</u> <u>電気電子工学科</u> <u>システム情報工学科（技術・工業コース）</u> <u>土木建築工学科</u></td></tr><tr><td>美 術</td><td>感性デザイン学部 <u>創生デザイン学科</u></td></tr><tr><td rowspan="5">高等学校教諭一種免許状</td><td>工 業</td><td>工学部 <u>機械工学科</u> <u>電気電子工学科</u> <u>システム情報工学科（技術・工業コース）</u> <u>土木建築工学科</u></td></tr><tr><td>情 報</td><td>工学部 <u>システム情報工学科（情報コース）</u></td></tr><tr><td><u>理 科（削除）</u></td><td><u>工学部</u> <u>生命環境科学科</u></td></tr><tr><td>美 術</td><td>感性デザイン学部</td></tr><tr><td>工 芸</td><td><u>創生デザイン学科</u></td></tr></table>	免許状の種類	免許教科の種類	学 科	中学校教諭一種免許状	<u>技 術（削除）</u>	<u>工学部</u> <u>機械工学科</u> <u>電気電子工学科</u> <u>システム情報工学科（技術・工業コース）</u> <u>土木建築工学科</u>	美 術	感性デザイン学部 <u>創生デザイン学科</u>	高等学校教諭一種免許状	工 業	工学部 <u>機械工学科</u> <u>電気電子工学科</u> <u>システム情報工学科（技術・工業コース）</u> <u>土木建築工学科</u>	情 報	工学部 <u>システム情報工学科（情報コース）</u>	<u>理 科（削除）</u>	<u>工学部</u> <u>生命環境科学科</u>	美 術	感性デザイン学部	工 芸	<u>創生デザイン学科</u>
免許状の種類	免許教科の種類	学 科																																			
中学校教諭一種免許状	美 術	感性デザイン学部 <u>感性デザイン学科</u>																																			
	工 業	工学部 <u>工学科</u>																																			
高等学校教諭一種免許状	情 報	工学部 <u>工学科（システム情報工学科コース）</u>																																			
	美 術	感性デザイン学部																																			
	工 芸	<u>感性デザイン学科</u>																																			
免許状の種類	免許教科の種類	学 科																																			
中学校教諭一種免許状	<u>技 術（削除）</u>	<u>工学部</u> <u>機械工学科</u> <u>電気電子工学科</u> <u>システム情報工学科（技術・工業コース）</u> <u>土木建築工学科</u>																																			
	美 術	感性デザイン学部 <u>創生デザイン学科</u>																																			
高等学校教諭一種免許状	工 業	工学部 <u>機械工学科</u> <u>電気電子工学科</u> <u>システム情報工学科（技術・工業コース）</u> <u>土木建築工学科</u>																																			
	情 報	工学部 <u>システム情報工学科（情報コース）</u>																																			
	<u>理 科（削除）</u>	<u>工学部</u> <u>生命環境科学科</u>																																			
	美 術	感性デザイン学部																																			
	工 芸	<u>創生デザイン学科</u>																																			
第35条 本学に納付すべき学費及び入学検定料は、	第35条 本学に納付すべき学費及び入学検定料は、																																				

別表第 <u>3</u> の通りとする。	別表第 <u>2</u> の通りとする。				
第36条～第66条（略）	第36条～第66条（略）				
附 則（令和*年*月*日 八工大総第*号） <u>1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。</u> <u>2. 第23条に規定する別表第1については、令和3年度以前に入学した学生に対しては従前の規定を適用する。</u> <u>3. 第34条に規定する別表第2については、令和3年度以前に入学した学生に対しては従前の規定を適用する。</u> <u>4. 令和3年度以前に本学に入学した学生で、この学則の施行時に在籍する者についても下記のとおり全学年を対象に学科名称を変更する。</u> <table border="1"> <tr> <th><u>変更後</u></th><th><u>変更前</u></th></tr> <tr> <td><u>感性デザイン学科</u></td><td><u>創生デザイン学科</u></td></tr> </table> <u>5. 工学部機械工学科、電気電子工学科、システム情報工学科、生命環境科学科及び土木建築工学科については、令和4年度より学生募集を停止する。また、これら5学科については、第3条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。</u>	<u>変更後</u>	<u>変更前</u>	<u>感性デザイン学科</u>	<u>創生デザイン学科</u>	<u>(追加)</u>
<u>変更後</u>	<u>変更前</u>				
<u>感性デザイン学科</u>	<u>創生デザイン学科</u>				

別表第1 授業科目及び単位数 卒業に必要な修得単位数（別紙）

別表第2 教職課程の授業科目及び単位数（別紙）

別表第3 学費、入学検定料

八戸工業大学教授会規則

制定 平成27年4月28日（理事会）

改正 令和2年5月29日（理事会）

（目 的）

第1条 この規則は、八戸工業大学学則第61条の規定に基づき、八戸工業大学教授会（以下「教授会」という。）の構成および運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（構 成）

第2条 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師および助教をもって構成する。

（開 催）

第3条 学長は、教授会を開催し、議長となる。学長に事故あるとき、または学長が欠けたときは、学長があらかじめ指名した者が、その職務を代理し、またはその職務を行う。

2 教授会は、学長が第2条に定める構成員を招集し開催する。ただし、学長がやむを得ないと認めたときは、電磁的方法等により開催することができる。

3 教授会は、原則として、月1回開催する。

4 前項に定めるほか、学長が必要と認めたとき、または構成員総数の3分の1以上の構成員から、教授会に付議すべき事項を示して教授会の開催を求められた場合には、臨時に教授会を開催することができる。

第4条 削除

（運 営）

第5条 教授会の定足数は、構成員の過半数とする。

2 休職中の者その他1か月以上にわたって出席できない者は、前項の定足数から除く。

3 議長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（委員会）

第6条 教授会に委員会を置くことができる。

（構成員以外の者の出席）

第7条 議長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、報告または意見を求めることができる。

（議事録）

第8条 議長は、事務部長に教授会の議事を記録させ、議長がこれを管理する。

（規則の改廃）

第9条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行に伴い、従前の「八戸工業大学教授会規則（制定 昭和50年5月22日 教授懇談会）」は廃止する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。